

個人情報保護基本方針

令和5年2月28日制定

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会（以下「当協会」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。「個人情報保護法」）に基づく個人情報の適正な取扱いの確保について取り組むために本個人情報保護基本方針を定めます。

1 当協会の名称・住所・代表者の氏名

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目960（JA三重ビル内）

会長理事 北川俊一

2 関係法令・ガイドライン等の遵守

当協会は、個人情報保護法その他の法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等を遵守して、個人情報の適正な取扱いを行います。

3 個人情報の取得・利用

当協会は、個人情報を適法かつ公正な手段によって取得し、法令に定める場合を除き、利用目的を公表または通知します（本方針による公表を含みます）。

当協会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に個人情報を利用いたします。

4 個人情報の利用目的

当協会は、当協会定款に定める目的の達成並びに事業を行うため、取得した個人情報を利用します。

5 個人情報の共同利用

上記、4の個人情報の利用目的の範囲内で適正に共同利用いたします。

6 個人情報の第三者提供

当協会は、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。

7 安全管理措置に関する事項

当協会は、個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報を取り扱う従業者や委託先（再委託先を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

8 個人情報の開示等の請求

当協会は、個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等の要求があったときは、法令に基づき、すみやかに対応します。

9 お問い合わせ窓口

当協会における個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情に関しては、下記の窓口にご連絡ください。

① 住所 〒514-0004

三重県津市栄町1丁目960（JA 三重ビル内）

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会

② 電話番号 059-229-9124

③ 受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

9時～12時、13時～17時（職員不在の場合、留守番電話になる場合があります。）

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、生産者の経営支援、需要拡大等を通じて、国民の重要な食料である青果物の計画的な生産とニーズに即した供給を図り、もって国民・三重県民の食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の価格差補給事業等に関する資金の造成及び管理に関する事業
- (2) 青果物の価格が大きく低迷した場合に、農業経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための価格差補給事業
- (3) 特定果実（果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (4) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (5) 青果物製品（青果物を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の原料として使用する青果物を安定的に供給する生産者に対し当該原料の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業
- (6) 青果物及び青果物製品の需要の増進を図るための事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか青果物の生産及び出荷の安定に関する事業
- (8) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第8号の事業は、三重県の区域において行う。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 この協会は、協会の目的及び事業に賛同する個人又は団体で、次条の規定により協会の会員となった者をもって構成する。

2 この協会に次の会員を置く。

(1) 正会員

ア この協会の区域の全部または一部をその地区とする農業協同組合中央会、若しくは協会の区域に従たる事務所を有する農業協同組合連合会

イ この協会の区域の一部をその地区とする農業協同組合

ウ 三重県

エ 三重県内市町（以下「市町」という）

オ 公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という）

カ この協会の区域の全部または一部をその地区とする事業協同組合連合会

キ この協会の区域の一部をその地区とする事業協同組合

ク この協会の区域の全部または一部をその地区とする県出荷事業者団体

ケ 果実加工業者

コ その他この協会の目的に賛同する者であつて、理事会において推せんを受けた者

(2) 指定・特定野菜会員

ア 指定・特定野菜相当規模生産者

3 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この協会の正会員になろうとする者は、協会所定の加入申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を受けるものとする。ただし、三重県、市町及び中央果実協会以外の者にあつては、次に掲げる書類を加入申込書に添付しなければならない。

(1) 定款または、これにかわるべき規程

(2) 法人登記簿謄本

(3) その他理事会が必要と認めた書類

2 この協会は、前項の規定により入会の承認をしたときは、その旨を当該申込みをした者に通知し、引受預り金口数に応ずる金額の払込みをさせるものとする。

3 この協会の正会員になろうとする者は、前項の払込みをしたときに協会の正会員となる。

4 この協会の指定・特定野菜会員になろうとする者は、指定・特定野菜等の作付面積が定められた規模に達している事を証する書面を添付して加入申込書を提出しなければならない。

（会費等の負担）

第7条 正会員は、毎年度総会で別に定める会費を納入しなければならない。

なお、既納の会費は、正会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、6ヶ月前までに協会所定の脱退届を会長理事に提出することにより、事業年度の終りにおいて退会することができる。

ただし、協会がその会員に対し、退会を承認しない旨を通知した場合はこの限りでない。

2 この協会は、その会員の退会により、業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ前項のただし書きの通知をしてはならないものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。その場合協会は総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 借入金の最高限度額の設定
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 会長理事は、正会員の10分の1以上の議決権を有する会員から、総会の目的及び理由を示し請求があった場合、請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、その開催日の1週間前までにその会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、書面によって議決権を行使することができることを定めた場合には、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上が出席し、正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および解散の場合の残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

4 前項の書面は、総会の日の直前の業務時間の終了時までに協会に到達しないときは無効とする。

5 第3項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

- 6 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席会員のなかから、その総会において選出された議事録署名人2人以上が前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 この協会に次の役員を置く。
- (1) 理事 7名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長理事とする。
- 3 会長理事以外の理事のうち1名を副会長理事、1名を常務理事とする。
- 4 第2項の会長理事をもって一般法上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事は理事会の決議により会長理事、副会長理事、常務理事各1人を選任する。

(役員の欠格事由)

- 第21条 次に掲げる者は本会の役員となることができない。
- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第 22 条 前条に該当するに至った者は、該当時点で本会の役員の資格を喪失する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、常務理事は、協会の業務を分担執行する。
- 3 会長理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、法令若しくは定款に違反等が認められる場合、理事会に報告しなければならない

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は会長理事がこれにあたる。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長理事、副会長理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、その開催日の 1 週間前までにその会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって理事及び監事に通知しなければならない。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項に規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(基本財産)

第 34 条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付又は補助された財産
 - (2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 基本財産は、取崩等を行う場合にあっては、あらかじめ理事会及び総会の決議を受けなければならない。

(資産の管理)

第 35 条 この協会の資産は、会長理事がこれを管理し、その方法は次項の規定によるほか、理事会の決議を経て別に定める。

- 2 資産は、次の各号に掲げる方法によって運用する。
- (1) 理事会の決議を経て定めた金融機関への預金
 - (2) 国債、地方債その他理事会の決議を経て定めた有価証券の取得
- 3 前項の資産運用については、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って行わなければならない。

(預り金)

第 36 条 この協会は財政基盤の強化のため、正会員より預り金を徴収する。

- 2 正会員は預り金 10 口以上をこの協会に払い込むものとする。
- 3 預り金 1 口の額は 10,000 円とする。
- 4 預り金は、現金をもって払い込むものとする。
- 5 正会員は、預り金の払い込みについて相殺をもってこの協会に対抗することができない。
- 6 正会員が預り金の口数を増加しようとするときは、第 6 条の規定を準用する。ただし、同条第 1 項の添付書類は、提出することを要しない。
- 7 預り金は、次のいずれかに該当するときは、正会員の請求によりその正会員の預り金を限度として払い戻すものとする。
 - (1) 正会員が退会したとき
 - (2) この協会が解散したときただし、正会員が退会した場合の払い戻しは、退会した日の属する事業年度末において行うものとする。

(管理費等の支弁の方法)

第 37 条 この協会の管理費及び事務費は、正味財産及び預り金等の運用益又は一般正味財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号・第 3 号・第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告しその他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第8章 業務の執行

(業務方法書)

第41条 第4条各号に掲げる事業の実施については、業務方法書(業務方法書とは、協会の具体的な業務の方法の要領を記載した書類)の定めるところによる。

2 業務方法書は、理事会の決議を経て会長理事が定める。これを変更しようとするときも同様とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長理事が行う。

第12章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この協会の最初の会長理事は小川英雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

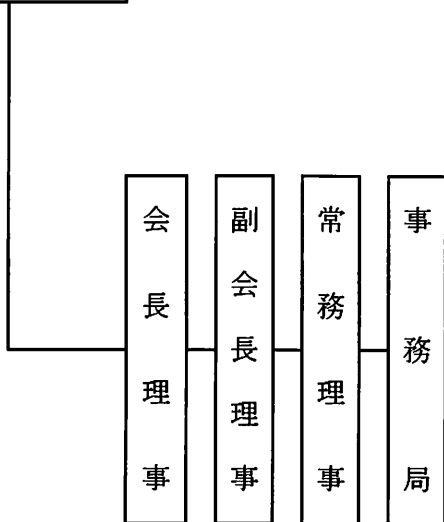
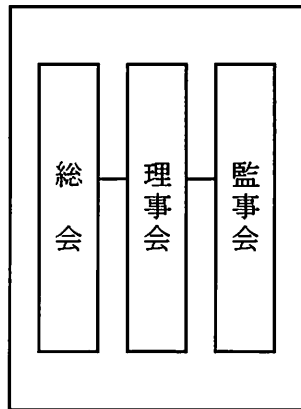
附則

この定款の変更は平成28年6月27日から施行する。

附則

この定款の変更は平成30年6月25日から施行する。

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会会員名簿及び機構図



正 会 員 (29 会 員)	三重県農業協同組合中央会
	三重県信用農業協同組合連合会
	全農三重県本部
	全共連三重県本部
	三重県厚生農業協同組合連合会
	三重北農業協同組合
	鈴鹿農業協同組合
	津安芸農業協同組合
	みえなか農業協同組合
	多気郡農業協同組合
	伊勢農業協同組合
	伊賀ふるさと農業協同組合
	三 重 県
	木 曾 岬 町
	桑 名 市
	東 員 町
	菰 野 町
	鈴 鹿 市
	津 市
	松 阪 市
明 和 町	
玉 城 町	
伊 勢 市	
鳥 羽 市	
志 摩 市	
伊 賀 市	
名 張 市	
熊 野 市	
(公財) 中央果実協会	

公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会役員

役職名	氏名	所属役職
会長理事	北川 俊一	全国農業協同組合連合会三重県本部運営委員会副会長
副会長理事	西村 隆行	伊勢農業協同組合代表理事組合長
常務理事	北原 祐哉	全国農業協同組合連合会三重県本部県本部長
理事	渥美 和生	三重県市長会事務局長
理事	山本 耕司	三重県町村会事務局長
理事	生川 秀治	三重北農業協同組合代表理事組合長
理事	谷口 俊二	鈴鹿農業協同組合代表理事組合長
理事	水谷 隆	津安芸農業協同組合代表理事組合長
監事	西井 正	多気郡農業協同組合代表理事組合長
監事	山本 清巳	みえなか農業協同組合代表理事組合長

令和5年度事業報告

1 野菜事業

気象は、4月から6月は寒暖を繰り返した。梅雨入りは平年より早く、梅雨明けは平年並みであった。7月から9月は高温が続いた。特に9月は、記録的な高温になった。また、8月後半から9月前半は、局地的な豪雨があった。台風は、本県に影響があったのは、8月15日の台風7号で、紀伊半島から和歌山・兵庫を通過した。被害は、一部、梨の落果が見られたものの大きな被害はなかった。全国的には、6月は、和歌山で、7月は、九州北部・北陸・東北で、9月は、関東・東北で大雨の被害があった。10月になると気温は低下したが、11月上旬は夏並みの暑さになった。12月から2月は温暖であった。3月は、低温と記録的な多雨になった。総じて、変動が大きい気象であった。

生産販売状況について、前半は、一部、価格安の品目も見られたが、比較的安定した需給バランスで推移した。7月以降は、高温のため出荷量が減少し、また、秋冬作の作付け遅れ、果菜類など市況は高めに推移した。11月以降は、作柄が回復し、出回りが順調になり、トマトをはじめ、ブロッコリーなど、市況が低迷する品目もあった。3月は低温多雨のため供給不足となり市況は多くの品目で高騰した。

1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜の生産は、天候の影響を受けて作柄が変動しやすく、時として価格が著しく低下し、生産者の経営が圧迫され再生産に支障をきたす場合がある。

このため、価格低落時に生産者に一定の価格差補給金を交付することによって所得を確保し、計画生産・安定供給につなげるものである。

(独)農畜産業振興機構の指導のもと、生産者に価格差補給金が交付できるよう、共同出荷組織(全農三重県本部)からの交付予約申込承諾並びに、県補助金・生産者負担金の交付準備金資金造成、価格差補給金交付を行った。

(1) 交付予約数量について、8月申込み(対象出荷期間:令和5年10月~令和6年3月)は、498トン(前年度985トン、前年度対比50.6%)となった。減少の主な要因は、鈴鹿・秋冬ねぎが面積拡大により指定産地へ移行したことによるものであった。また、多気郡・夏秋トマトは、面積減少のため、産地解除になった。

また、2月申込み(対象出荷期間:令和6年4月~令和6年9月)は、251トン(前年度332トン、前年度対比75.6%)となった。減少の主な要因は、契約栽培仕向けの増加等によるものであった。

(2) 交付準備金について、交付予約数量減少に伴い、生産者負担金は、8月申し込み10,435,125円、2月申し込み872,745円を全農三重県本部へ返戻し、県補助金は、令和5年度(年間)10,945,739円を事業預り金へ振り替えた。

また、(独)農畜産業振興機構から価格差補給金交付の都度、助成金として926,380円の交付を受けた。

(3) 価格差補給金について、令和4事業年度分934,774円、令和5事業年度分922,893円、合計1,857,667円(前年同期1,894,403円(前年対比98.1%))を全農三重県本部に交付した。

(4) その他 事務の適正化を図るため、野菜価格安定対策事業JA担当者説明会を令和5年6月に開催した。(全農三重県本部共催)

[事業年度別推移]

事業年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目				
交付予約数量(トン)	1,906	1,283	1,344	830
資金造成額(千円)	69,370	62,647	63,253	40,418
補給金交付対象数量(トン)	526	355	286	74
補給金交付額(千円)	3,978	3,507	1,863	923
交付率(%)	5.7	5.6	2.9	2.3

※令和5事業年度の補給金交付対象数量・補給金交付額・交付率は対象出荷期間12月までの数値。

2) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法に基づき、三重県の令和5年度指定野菜価格安定対策事業に係る資金造成計画の資金繰入手続き(必要造成額7,767千円)を行うとともに、補てん金が適正に交付されるよう、(独)農畜産業振興機構と全農三重県本部が集計した市場販売価格等の数値の確認作業を行った。

また、(独)農畜産業振興機構による野菜価格安定事業の推進に係る委託業務(野菜の生産出荷等状況調査:長島地区・冬春トマト)並びに、重要野菜緊急給調整等に係る産地情報調査員設置事業(野菜の生産出荷動向等の情報収集:四日市地区・秋冬はくさい)に関する業務を行った。

2 果樹事業

国が定めた果樹農業振興基本方針に基づき、産地の生産基盤強化や高品質果実の安定的かつ計画的な生産・出荷の推進等に取り組んだ。

また、産地自らが策定した産地計画による果樹経営支援対策等事業・果樹未

収益期間支援対策事業・果樹先導的取組支援事業並びに、中国産花粉輸入停止に伴う花粉供給緊急対策事業を、(公財)中央果実協会の指導のもと、実施した。

1) 高品質果実の安定的かつ計画的な生産・出荷の推進等

全国果実生産出荷安定協議会(全果協)は、うんしゅうみかんの生産目標量を728,000トンと定め、本県は16,840トン、うち生食用出荷量15,280トンとされた。これを受け、三重県果実生産出荷安定協議会(県果協)と連携し、計画的な生産出荷を推進するため、4~5月に開花調査、9月に相互査察(摘果確認等)を行った。

年回りは表年の中、開花状況について、東紀州地域の極早生の開花時期は3月~4月の気温高により前年より2日前後早く、着花量はやや多めで、樹勢は中であった。また、松阪・多気・南伊勢地域の極早生・早生・青島の開花時期は3日前後早く、着花量はやや少からやや多で、ばらつきが見られ、樹勢は中であった。

摘果状況について、概ね良好であった。肥大は、並みからやや良、着果状況は並み~やや少なめであった。樹勢は並みであった。東紀州地域は、高温のため日焼け果が発生し、また、多気・南伊勢地域は、カメムシ・夜蛾の発生が見られた。

出荷状況について、主産地において極早生の出荷が9月中旬から始まり、大きさ、食味とも良好であった。

2) 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業・果樹先導的取組支援事業

競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した産地計画に基づき、支援対象者が行う優良な品目又は品種への転換、小規模園地整備その他の経営基盤を強化する取り組みに要する経費を補助する事業で、令和5年度事業の第1次申請・第2次申請並びに、令和4年度事業・令和5年度事業の補助金を交付した。

〔令和 5 年度事業 承認申請補助金額〕

(単位：円)

産地協議会	区分	内訳		合計
		果樹経・未収益	先導的	
三重南紀みかん産地再構築委員会	推進事務費	200,000		200,000
	第1次	24,938,121	330,000	25,268,121
	第2次	14,809,786	450,000	15,259,786
	(小計)	(39,947,907)	(780,000)	(40,727,907)
南勢産地協議会	第1次	558,000	430,194	988,194
尾鷲地域果樹産地協議会	第1次	1,997,620		1,997,620
	第2次	1,986,688		1,986,688
	(小計)	(3,984,308)		(3,984,308)
伊賀地域梨産地協議会	第1次		2,566,485	2,566,485
	第2次		317,900	317,900
	(小計)		(2,884,385)	(2,884,385)
松阪柑橘産地協議会	第1次	1,847,500		1,847,500
御浜柑橘産地協議会	第2次	1,431,818		1,431,818
合計		47,769,533	4,094,579	51,864,112

〔令和 4 年度事業 補助金交付額〕

(単位：円)

産地協議会	区分	内訳		合計
		果樹経・未収益		
三重南紀みかん産地再構築委員会	第1次	21,967,236		21,967,236
	第2次	10,786,932		10,786,932
	事務費	106,439		106,439
	(小計)	(32,860,607)		(32,860,607)
南勢産地協議会	第1次	1,701,200		1,701,200
御浜柑橘産地協議会	第1次	1,710,000		1,710,000
	第2次	1,350,000		1,350,000
	(小計)	(3,060,000)		(3,060,000)
紀北地域果樹産地協議会	第1次	1,279,680		1,279,680
合計		38,901,487		38,901,487

[令和5年度事業補助金交付額]

(単位：円)

産地協議会	区分	内訳		合計
		果樹経・未収益	先導的	
三重南紀みかん産地再構築委員会	第1次		269,164	269,164
	第2次		362,950	362,950
	(小計)		(632,114)	(632,114)
南勢産地協議会	第1次		345,789	345,789
伊賀地域梨産地協議会	第1次		1,855,330	1,855,330
	第2次		317,900	317,900
	(小計)		(2,173,230)	(2,173,230)
合計		0	3,151,133	3,151,133

上記、令和4年度事業補助金交付額と令和5年度事業補助金交付額の合計額

42,052,620円

事業内訳 果樹経営支援対策事業 20,439,367円

果樹未収益期間支援事業 18,462,120円

果樹先導的取組支援事業 3,151,133円

〔事業別、交付年度別、補助金交付額推移〕

(単位：千円)

事業 / 交付年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
果樹経営支援 対策事業	改植	23,427	17,544	12,094	17,617
	新植		1,984	4,973	1,538
	高接	175	15	77	19
	小規模園地整備	505			1,159
	用水かん水	1,702	2,915	3,981	
	廃園				
	放任園防止対策		511		
	特認		292		
	推進事業	71			
	推進事務費	131	158	144	106
	小計	26,011	23,420	21,270	20,439
果樹未収益期間支援事業		22,458	18,958	17,426	18,462
果樹先導的取 組支援事業	小規模園地整備			495	
	用水かん水			2,595	632
	特認			757	346
	果樹棚				1,206
	排水路				318
	未収益期間支援				528
	小計			3,847	3,151
合計		48,468	42,377	42,543	42,053

※四捨五入のため合計が合わないことがある。

3) 花粉供給緊急対策事業

人工授粉用のなし及びりんご花粉の安定供給を確保するため、花粉の安定生産に向けた産地の取組（花粉確保のための体制構築、花粉生産技術実証等の取組）に要する経費を補助する事業で、補助金の申請を行った。

〔令和5年度事業 承認申請補助金額〕 (単位：円)

支援対象者	承認申請補助金額
JA いがふるさと(なし)	4,490,162

3 特別事業

1) 野菜産地振興事業（令和5年度から令和7年度の3か年継続事業）

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び指定野菜価格安定対策事業の対象産地における出荷量の拡大や新たな対象産地作り並びに、産地強化計画の取り組みに係る経費を助成する協会事業で、4団体に助成金支出を行った。

〔実施内容〕

（単位：円）

団体	対象品目	事業費	助成額
木曾岬トマト部会(JA みえきた)	トマト(黄化葉巻対策実証)	594,810	297,405
水沢野菜出荷部会(JA みえきた)	馬鈴薯(土壌消毒対策)	593,500	296,750
だいこんグループ(JA 伊勢)	大根(集出荷対策)	307,000	153,500
全農三重県本部	白菜(冷蔵実証)	364,400	182,200
合 計		1,859,710	929,855

2) 果樹産地生産振興・需要開拓助成事業（令和5年度から令和7年度の3か年継続事業）

果樹産地構造改革計画により生産振興並びに需要開拓に取り組む経費を助成する協会事業で、2団体に助成金支出を行った。

〔実施内容〕

（単位：円）

団体	対象品目	事業費	助成金
白鳳梨生産組合(JA いがふるさと)	なし(生産振興・剪定枝粉碎)	681,818	300,000
三重南紀みかん産地再構築委員会(JA 伊勢)	柑橘(生産振興・担い手育成)	600,000	300,000
合 計		1,281,818	600,000

※上記1)、2)の助成金合計 1,529,855円

3) 消費宣伝対策

全農県本部等と連携し三重県産みかんをPRし消費拡大を図るもので、卸売市場を通じ消費販売促進者を活用し中京地区量販店において試食宣伝を実施した。

〔実施状況〕

(単位：円)

団体	内容	助成金
全農三重県本部	温州みかん量販店試食宣伝	302,200

4 公益社団法人移行に伴う体制整備等の取り組み

1) インターネット上の情報公開

全国公益法人協会の情報公開電子公告サイト上で情報公開した。

2) 会計事務の支援体制の構築

契約税理士事務所より、指導を受けた。

第1号議案 計算書類承認の件

I 貸借対照表 令和6年3月31日現在

(単位：円)

勘定科目	当年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A - B)
I. 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	5,058,862	4,535,653	523,209
定期預金	6,000,000	6,000,000	0
未収金	2,307,435	2,284,813	22,622
流動資産合計	13,366,297	12,820,466	545,831
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
特別基金引当資産	43,710,160	44,948,280	△ 1,238,120
基本財産引当資産	17,156,800	17,670,400	△ 513,600
基本財産合計	60,866,960	62,618,680	△ 1,751,720
(2) 特定資産			
預り金引当資産	413,138,483	425,187,619	△ 12,049,136
事業預り金引当資産	17,961,878	7,016,139	10,945,739
特定野菜交付準備金引当資産	40,758,442	65,022,861	△ 24,264,419
特定資産合計	471,858,803	497,226,619	△ 25,367,816
(3) その他固定資産			
外部出資金	25,745,000	25,745,000	0
投資有価証券	53,121,742	54,711,976	△ 1,590,234
その他固定資産合計	78,866,742	80,456,976	△ 1,590,234
固定資産合計	611,592,505	640,302,275	△ 28,709,770
資産合計	624,958,802	653,122,741	△ 28,163,939
II. 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
預り金(会員)	381,830,000	381,830,000	0
事業預り金	17,961,878	7,016,139	10,945,739
交付準備金(特定野菜)	39,081,043	62,265,939	△ 23,184,896
固定負債合計	438,872,921	451,112,078	△ 12,239,157
負債合計	438,872,921	451,112,078	△ 12,239,157
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
特別基金	43,710,160	44,948,280	△ 1,238,120
基本財産	17,156,800	17,670,400	△ 513,600
指定正味財産合計	60,866,960	62,618,680	△ 1,751,720
(うち基本財産への充当額)	(60,866,960)	(62,618,680)	(△ 1,751,720)
2. 一般正味財産	125,218,921	139,391,983	△ 14,173,062
(うち特定資産への充当額)	(32,985,882)	(46,114,541)	(△ 13,128,659)
正味財産合計	186,085,881	202,010,663	△ 15,924,782
負債及び正味財産合計	624,958,802	653,122,741	△ 28,163,939

II 正味財産増減計算書 (自)令和5年4月1日 (至)令和6年3月31日 (単位:円)

勘定科目	当年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	922,422	919,902	2,520
基本財産運用益	922,422	919,902	2,520
特定資産運用益	6,086,627	6,069,996	16,631
預り金運用益	6,086,627	6,069,996	16,631
事業収益	14,091,917	6,792,996	7,298,921
特定野菜補助金	926,380	935,422	△ 9,042
特定野菜造成資金負担金	0	3,452,562	△ 3,452,562
特定野菜交付準備金戻入	13,165,537	2,405,012	10,760,525
受取補助金	49,819,620	51,698,377	△ 1,878,757
指定野菜受取補助金	7,767,000	9,155,500	△ 1,388,500
果樹経営支援対策事業補助金	20,439,367	21,171,065	△ 731,698
果樹未収益期間支援事業補助金	18,462,120	17,524,800	937,320
果樹先導的取組支援事業	3,151,133	3,847,012	△ 695,879
雑収	3,126,466	3,028,187	98,279
受取助成金	1,469,319	1,374,125	95,194
交付準備金運用益	514,037	513,023	1,014
一般正味財産運用益	1,143,110	1,141,039	2,071
経常収益計	74,047,052	68,509,458	5,537,594
(2) 経常費用			
事業費	14,091,917	6,792,996	7,298,921
特定野菜等価格差補給事業	1,857,667	1,894,403	△ 36,736
特定野菜等価格差補給事業戻入金	11,307,870	510,609	10,797,261
特定野菜交付準備金繰入	926,380	4,387,984	△ 3,461,604
補助事業費	49,819,620	51,698,377	△ 1,878,757
指定野菜価格安定対策事業	7,767,000	9,155,500	△ 1,388,500
果樹経営支援対策事業	20,439,367	21,171,065	△ 731,698
果樹未収益期間支援事業	18,462,120	17,524,800	937,320
果樹先導的取組支援事業	3,151,133	3,847,012	△ 695,879
特別事業費	1,832,055	2,040,850	△ 208,795
野菜果実特別事業	1,529,855	1,550,850	△ 20,995
消費宣伝費	302,200	490,000	△ 187,800
事業管理費	6,068,819	6,199,395	△ 130,576
給料手当	4,889,880	5,049,000	△ 159,120
会議費	140,170	113,146	27,024
旅費交通費	247,050	181,440	65,610
通信運搬費	105,625	105,626	△ 1
消耗什器備品費	0	51,425	△ 51,425
消耗品費	170,559	259,670	△ 89,111
印刷製本費	76,040	49,874	26,166
賃借料	361,846	361,846	0
雑費	77,649	27,368	50,281

勘定科目	当年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A - B)
管 理 費	1,688,810	1,556,251	132,559
給 料 手 当	862,920	891,000	△ 28,080
事 務 委 託 費	259,950	254,548	5,402
会 議 費	65,492	51,353	14,139
旅 費 交 通 費	177,612	102,000	75,612
通 信 運 搬 費	41,500	32,773	8,727
消 耗 什 器 備 品 費	0	9,075	△ 9,075
消 耗 品 費	30,098	45,821	△ 15,723
印 刷 製 本 費	46,893	28,825	18,068
研 修 ・ 図 書 費	123,500	72,000	51,500
賃 借 料 費	63,854	63,854	0
雑 費	16,991	5,002	11,989
経 常 費 用 計	73,501,221	68,287,869	5,213,352
評価損益調整前当期経常増減額	545,831	221,589	324,242
預り金引当資産評価損益	△ 12,049,136	△ 11,952,179	△ 96,957
特定野菜交付準備金引当資産評価損益	△ 1,079,523	△ 1,848,099	768,576
投資有価証券評価損益	△ 1,590,234	△ 2,708,431	1,118,197
評価損益等計	△ 14,718,893	△ 16,508,709	1,789,816
当期経常増減額	△ 14,173,062	△ 16,287,120	2,114,058
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 14,173,062	△ 16,287,120	2,114,058
一般正味財産期首残高	139,391,983	155,679,103	△ 16,287,120
一般正味財産期末残高	125,218,921	139,391,983	△ 14,173,062
II 指定正味財産増減の部			
特別基金評価益	△ 1,238,120	△ 1,330,800	92,680
基本財産評価益	△ 513,600	△ 583,022	69,422
当期指定正味財産増減額	△ 1,751,720	△ 1,913,822	162,102
指定正味財産期首残高	62,618,680	64,532,502	△ 1,913,822
指定正味財産期末残高	60,866,960	62,618,680	△ 1,751,720
III 正味財産期末残高	186,085,881	202,010,663	△ 15,924,782

Ⅲ 正味財産増減計算書内訳表

(自)令和5年4月1日 (至)令和6年3月31日

(単位：円)

勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公1・青果物事業		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	922,422	922,422
基本財産運用益	0	922,422	922,422
特定資産運用益	4,899,736	1,186,891	6,086,627
預り金運用益	4,899,736	1,186,891	6,086,627
事業収益	14,091,917	0	14,091,917
特定野菜補助金	926,380	0	926,380
特定野菜造成資金負担金	0	0	0
特定野菜交付準備金戻入	13,165,537	0	13,165,537
受取補助金	49,819,620	0	49,819,620
指定野菜受取補助金	7,767,000	0	7,767,000
果樹経営支援対策事業補助金	20,439,367	0	20,439,367
果樹未収益期間支援事業補助金	18,462,120	0	18,462,120
果樹先導的取組支援事業	3,151,133	0	3,151,133
普通財産収益	1,983,356	1,143,110	3,126,466
受取助成金	1,469,319	0	1,469,319
交付準備金運用益	514,037	0	514,037
一般正味財産運用益	0	1,143,110	1,143,110
経常収益計	70,794,629	3,252,423	74,047,052
(2) 経常費用			
事業費	14,091,917	0	14,091,917
特定野菜等価格差補給事業	1,857,667	0	1,857,667
特定野菜等価格差補給事業戻入金	11,307,870	0	11,307,870
特定野菜交付準備金繰入	926,380	0	926,380
補助事業費	49,819,620	0	49,819,620
指定野菜価格安定対策事業	7,767,000	0	7,767,000
果樹経営支援対策事業	20,439,367	0	20,439,367
果樹未収益期間支援事業	18,462,120	0	18,462,120
果樹先導的取組支援事業	3,151,133	0	3,151,133
特別事業費	1,832,055	0	1,832,055
野菜果実特別事業費	1,529,855	0	1,529,855
消費宣伝費	302,200	0	302,200
事業管理費	6,068,819	0	6,068,819
給料手当	4,889,880	0	4,889,880
会議費	140,170	0	140,170
旅費交通費	247,050	0	247,050
通信運搬費	105,625	0	105,625
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	170,559	0	170,559
印刷製本費	76,040	0	76,040
貸借料費	361,846	0	361,846
雑費	77,649	0	77,649

勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公1・青果物事業		
管 理 費	0	1,688,810	1,688,810
給 料 手 当	0	862,920	862,920
事 務 委 託 費	0	259,950	259,950
会 議 費	0	65,492	65,492
旅 費 交 通 費	0	177,612	177,612
通 信 運 搬 費	0	41,500	41,500
消 耗 什 器 備 品 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	30,098	30,098
印 刷 製 本 費	0	46,893	46,893
研 修 ・ 図 書 費	0	123,500	123,500
賃 借 料 費	0	63,854	63,854
雑 費	0	16,991	16,991
経 常 費 用 計	71,812,411	1,688,810	73,501,221
評価損益調整前当期経常増減額	△ 1,017,782	1,563,613	545,831
預り金引当資産評価損益	△ 9,699,555	△ 2,349,581	△ 12,049,136
特定野菜交付準備金引当資産評価損益	△ 1,079,523	0	△ 1,079,523
投資有価証券評価損益	0	△ 1,590,234	△ 1,590,234
評価損益等計	△ 10,779,078	△ 3,939,815	△ 14,718,893
当期経常増減額	△ 11,796,860	△ 2,376,202	△ 14,173,062
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 11,796,860	△ 2,376,202	△ 14,173,062
一般正味財産期首残高	108,371,784	31,020,199	139,391,983
一般正味財産期末残高	96,574,924	28,643,997	125,218,921
II 指定正味財産増減の部			
特別基金評価益	0	△ 1,238,120	△ 1,238,120
基本財産評価益	0	△ 513,600	△ 513,600
当期指定正味財産増減額	0	△ 1,751,720	△ 1,751,720
指定正味財産期首残高	41,690,840	20,927,840	62,618,680
指定正味財産期末残高	41,690,840	19,176,120	60,866,960
III 正味財産期末残高	138,265,764	47,820,117	186,085,881

IV 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

時価のないもの…個別法による原価法によっている。

2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
特別基金引当資産	44,948,280	3,710,160	4,948,280	43,710,160
（第11回利付国債）	(40,000,000)	(0)	(0)	(40,000,000)
（第11回利付国債評価損益）	(4,948,280)	(3,710,160)	(4,948,280)	(3,710,160)
基本財産引当資産	17,670,400	1,059,300	1,572,900	17,156,800
（第149回利付国債）	(16,097,500)	(0)	(0)	(16,097,500)
（第149回利付国債評価損益）	(1,572,900)	(1,059,300)	(1,572,900)	(1,059,300)
小 計	62,618,680	4,769,460	6,521,180	60,866,960
特定資産				
預り金引当資産	425,187,619	31,308,483	43,357,619	413,138,483
（第145回利付国債）	(101,000,000)	(0)	(0)	(101,000,000)
（第145回利付国債評価損益）	(12,494,407)	(9,368,154)	(12,494,407)	(9,368,154)
（第11回利付国債）	(80,000,000)	(0)	(0)	(80,000,000)
（第11回利付国債評価損益）	(9,896,560)	(7,420,320)	(9,896,560)	(7,420,320)
（第149回利付国債）	(200,830,000)	(0)	(0)	(200,830,000)
（第149回利付国債評価損益）	(20,966,652)	(14,520,009)	(20,966,652)	(14,520,009)
事業預り金引当資産	7,016,139	17,961,878	7,016,139	17,961,878
（定期預金（三重県信連））	(7,016,139)	(17,961,878)	(7,016,139)	(17,961,878)
特定野菜交付準備金引当資産	65,022,861	21,864,648	46,129,067	40,758,442
（普通預金（三重県信連））	(8,621,020)	(20,187,249)	(24,111,276)	(4,696,993)
（定期預金（三重県信連））	(19,260,869)	(0)	(19,260,869)	(0)
（第149回利付国債）	(34,384,050)	(0)	(0)	(34,384,050)
（第149回利付国債評価損益）	(2,756,922)	(1,677,399)	(2,756,922)	(1,677,399)
小 計	497,226,619	71,135,009	96,502,825	471,858,803
合 計	559,845,299	75,904,469	103,024,005	532,725,763

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債からの充当額)
基本財産				
特別基金引当資産	43,710,160	(43,710,160)	(0)	(0)
基本財産引当資産	17,156,800	(17,156,800)	(0)	(0)
小 計	60,866,960	(60,866,960)	(0)	(0)
特定資産				
預り金引当資産	413,138,483	(0)	(31,308,483)	(381,830,000)
事業預り金引当資産	17,961,878	(0)	(0)	(17,961,878)
特定野菜交付準備金引当資産	40,758,442	(0)	(1,677,399)	(39,081,043)
小 計	471,858,803	(0)	(32,985,882)	(438,872,921)
合 計	532,725,763	(60,866,960)	(32,985,882)	(438,872,921)

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	BS上の記載区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定野菜等価格差補給事業	(独) 農畜産業振興機構		0	926,380	926,380	0
	三重県	注1	31,388,274	0	11,411,380	19,976,894
	生産者負担金		30,877,665	0	11,773,516	19,104,149
指定野菜価格安定対策事業	三重県		0	7,767,000	7,767,000	0
果樹経営支援対策事業			0	20,439,367	20,439,367	0
果樹未収益期間支援事業	(公財) 中央果実協会		0	18,462,120	18,462,120	0
果樹先導的取組支援事業			0	3,151,133	3,151,133	0
合 計			62,265,939	50,746,000	73,930,896	39,081,043

注1. 固定負債・交付準備金(特定野菜)

5. 金融商品の状況

1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の一部を運用益によって賄うため、債券により資産運用を行っている。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、債券であり、市場価格の変動リスクにさらされている。

3) 金融商品のリスクに係る管理体制

(1) 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

(2) 市場リスクの管理

債券については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

V 附属明細書

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

VI 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
普通預金	三重県信連	運転資金である。	5,058,862
定期預金	〃	〃	6,000,000
未収金	国債未収利息	国債の利息未収金である。	2,307,435
流動資産合計			13,366,297
(固定資産)			
基本財産		<基本財産計>	60,866,960
特別基金引当資産	計	過年度の果実交付準備金の運用益を積立てた管理目的の財源として使用する財産であり、運用益を管理目的に使用している。	43,710,160
	第11回利付国債		40,000,000
	第11回利付国債評価益		3,710,160
基本財産引当資産	計	管理目的の財源として使用する財産であり、運用益を管理目的に使用している。	17,156,800
	第149回利付国債		16,097,500
	第149回利付国債評価益		1,059,300
特定資産		<特定資産計>	471,858,803
預り金引当資産	計	協会運営のための会員からの預り金であり、運用益を公益目的事業(公1:80.5%)及び管理目的(19.5%)として使用している。	413,138,483
	第145回利付国債		101,000,000
	第145回利付国債評価益		9,368,154
	第11回利付国債		80,000,000
	第11回利付国債評価益		7,420,320
	第149回利付国債		200,830,000
	第149回利付国債評価益		14,520,009
事業預り金引当資産	定期預金(三重県信連)	野菜の公益目的事業に使用している預り金である。	17,961,878
特定野菜交付準備金引当資産	計	特定野菜等価格差補給事業に使用している公益目的事業資産である。	40,758,442
	普通預金(三重県信連)		4,696,993
	定期預金(三重県信連)		0
	第149回利付国債		34,384,050
	第149回利付国債評価益		1,677,399
その他固定資産		<その他固定資産計>	78,866,742
外部出資金	三重県信連	運用益を管理目的に使用している。	25,745,000
投資有価証券	計	運用益を管理目的に使用している。	53,121,742
	第149回利付国債		50,638,450
	第149回利付国債評価益		2,483,292
固定資産合計			611,592,505
資産合計			624,958,802
(流動負債)			0
流動負債合計			0
(固定負債)			
預り金(会員)	会員	協会運営のための会員からの預り金である。	381,830,000
事業預り金	三重県	野菜の公益目的事業に使用している預り金である。	17,961,878
交付準備金(特定野菜)	生産者・三重県	野菜の公益目的事業に使用している準備金である。	39,081,043
固定負債計			438,872,921
負債計			438,872,921
正味財産			186,085,881

I 令和6年度事業計画書

野菜業務、果実業務について、国、三重県、(独)農畜産業振興機構及び(公財)中央果実協会の指導のもと、会員が一体となって各種事業を実施し、三重県園芸作物の生産、出荷及び流通の安定を図り、農家経営の健全な発展に努める。

1. 野菜関係

野菜生産について、天候の影響による作柄の変動等のため、時として価格が著しく低下し農家経営が圧迫されることがあり、再生産に影響を与える場合がある。

このため、生産の安定を図り、もって農家経営の健全な発展に向けて、国が実施する野菜価格安定制度等に基づき次の事業に取り組む。

1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜価格が著しく低下した場合に、野菜農家の経営安定と次期作の確保を図るため、価格差補給交付金を交付する特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する。

2) 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業の県負担金の資金造成業務並びに、補填金が適正に生産者へ交付されるよう(独)農畜産業振興機構と全農三重県本部が集計した市場販売価格等の数値の確認作業、野菜価格安定事業の推進に係る委託業務、重要野菜緊急需給調整等に係る産地情報調査員設置事業等に関する業務を行う。

3) 野菜産地振興事業

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び指定野菜価格安定事業の産地拡大・新規産地育成並びに、産地強化計画に則した生産振興を図るための支援を行う。

2. 果実関係

果樹産地において、園地整備の遅れや荒廃、生産者の高齢化など生産基盤の脆弱化により、今後、農家数や栽培面積が大幅に減少することが懸念され、安定供給体制の維持が危惧される。

このため、国の果樹農業振興基本方針等に基づき、計画的・戦略的な取り組みを進め産地の構造改革を図り、生産力の増強を図る必要がある。

こうした状況のもと、三重県果実生産出荷安定協議会等と連携・協力し次の事業に取り組む。

1) 果樹農業生産力増強総合対策

三重県果実生産出荷安定協議会等と連携し、うんしゅうみかん等、果実の生産力増強対策を実施する。

この中で、果樹経営支援対策・果樹未収益期間支援（産地生産基盤パワーアップ事業（果樹先導的取組支援事業）を含む）、優良苗木の安定確保等対策、花粉確保対策、自然災害被害果実加工利用促進等対策、未来型果樹農業等推進条件整備等に取り組む。

2) 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業・花粉確保対策事業

産地計画に基づく、担い手や産地が行う優良品目・品種への新植・改植、整備事業・推進事業に対し、支援する。この事業を担い手や産地に周知し、事業の有効活用がさらに高まるよう取り組む。

また、人工授粉用のなし等花粉の安定供給を確保する取り組みを支援する。

3) 果実特別事業

産地計画に基づく生産振興や需要の拡大・販路開拓等を図るための支援を行う。

4) 消費拡大対策

全農三重県本部等と連携し、うんしゅうみかんの試食宣伝等を行い、消費拡大を図る。

3. 法人運営関係

1) 協会業務の適正かつ円滑な運営のため、総会・理事会・事業検討会等を開催する。

2) 公告並びにインターネットでの情報公開を行う。

3) セミナーへの参加や契約税理士等の指導を受け、適正な会計事務・法人運営を行う。

II 令和6年度収支予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和6年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A-B)	備考
I. 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	920,000	920,000	0	
基本財産運用益	920,000	920,000	0	
特定資産運用益	6,070,000	6,070,000	0	
預り金運用益	6,070,000	6,070,000	0	
事業収益	6,500,000	24,000,000	△ 17,500,000	
特定野菜補助金	1,000,000	2,200,000	△ 1,200,000	
特定野菜造成資金負担金	500,000	2,300,000	△ 1,800,000	
特定野菜交付準備金戻入	5,000,000	19,500,000	△ 14,500,000	
受取補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定野菜価格安定対策事業補助金	7,000,000	7,000,000	0	
果樹経営支援対策事業補助金	23,000,000	23,000,000	0	
果樹未収益期間支援事業補助金	20,000,000	20,000,000	0	
普通財産収益	3,090,000	2,890,000	200,000	
受取助成金	1,450,000	1,250,000	200,000	
交付準備金運用益	510,000	510,000	0	
一般正味財産運用益	1,130,000	1,130,000	0	
経常収益計	66,580,000	83,880,000	△ 17,300,000	
(2) 経常費用				
事業費	6,500,000	24,000,000	△ 17,500,000	
特定野菜等価格差補給事業	2,000,000	4,500,000	△ 2,500,000	
特定野菜等価格差補給事業返戻金	3,000,000	15,000,000	△ 12,000,000	
特定野菜交付準備金繰入	1,500,000	4,500,000	△ 3,000,000	
補助事業費	50,000,000	50,000,000	0	
指定野菜価格安定対策事業	7,000,000	7,000,000	0	
果樹経営支援対策事業	23,000,000	23,000,000	0	
果樹未収益期間支援事業	20,000,000	20,000,000	0	
特別事業費	1,900,000	1,900,000	0	
野菜果実特別事業	1,500,000	1,500,000	0	
消費宣伝費	400,000	400,000	0	
事業管理費	6,470,000	6,320,000	150,000	
給料手当	5,010,000	5,010,000	0	
福利厚生費	20,000	20,000	0	
会議費	300,000	100,000	200,000	
旅費交通費	340,000	340,000	0	
通信運搬費	120,000	120,000	0	
消耗什器備品費	80,000	80,000	0	
消耗品費	130,000	130,000	0	
印刷製本費	70,000	70,000	0	
研修・図書費	10,000	10,000	0	
賃借料	340,000	340,000	0	
雑費	50,000	100,000	△ 50,000	

科 目	令和6年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A-B)	備考
管理費	1,620,000	1,620,000	0	
給料手当	900,000	900,000	0	
福利厚生費	10,000	10,000	0	
事務委託費	240,000	240,000	0	
会議費	60,000	60,000	0	
旅費交通費	110,000	110,000	0	
通信運搬費	20,000	20,000	0	
消耗什器備品費	30,000	30,000	0	
消耗品費	20,000	20,000	0	
印刷製本費	30,000	30,000	0	
研修・図書費	110,000	110,000	0	
賃借料	80,000	80,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	
經常費用計	66,490,000	83,840,000	△ 17,350,000	
当期經常増減額	90,000	40,000	50,000	
2 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計	0	0	0	
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0	0	
当期經常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	90,000	40,000	50,000	
一般正味財産期首残高	123,924,000	127,974,000	△ 4,050,000	
一般正味財産期末残高	124,014,000	128,014,000	△ 4,000,000	
Ⅱ. 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	60,721,000	61,281,000	△ 560,000	
指定正味財産期末残高	60,721,000	61,281,000	△ 560,000	
Ⅲ. 正味財産期末残高	184,735,000	189,295,000	△ 4,560,000	

令和6年度収支予算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	内部取引	合計
I. 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	920,000		920,000
基本財産運用益	0	920,000		920,000
特定資産運用益	4,890,000	1,180,000		6,070,000
預り金運用益	4,890,000	1,180,000		6,070,000
事業収益	6,500,000	0		6,500,000
特定野菜補助金	1,000,000	0		1,000,000
特定野菜造成資金負担金	500,000	0		500,000
特定野菜交付準備金戻入	5,000,000	0		5,000,000
受取補助金	50,000,000	0		50,000,000
指定野菜価格安定対策事業補助金	7,000,000	0		7,000,000
果樹経営支援対策事業補助金	23,000,000	0		23,000,000
果樹未収益期間支援事業補助金	20,000,000	0		20,000,000
普通財産収益	1,960,000	1,130,000		3,090,000
受取助成金	1,450,000	0		1,450,000
交付準備金運用益	510,000	0		510,000
一般正味財産運用益	0	1,130,000		1,130,000
経常収益計	63,350,000	3,230,000		66,580,000
(2) 経常費用				
事業費	6,500,000	0		6,500,000
特定野菜等価格差補給事業	2,000,000	0		2,000,000
特定野菜等価格差補給事業戻入金	3,000,000	0		3,000,000
特定野菜交付準備金繰入	1,500,000	0		1,500,000
補助事業費	50,000,000	0		50,000,000
指定野菜価格安定対策事業	7,000,000	0		7,000,000
果樹経営支援対策事業	23,000,000	0		23,000,000
果樹未収益期間支援事業	20,000,000	0		20,000,000
特別事業費	1,900,000	0		1,900,000
野菜果実特別事業	1,500,000	0		1,500,000
消費宣伝費	400,000	0		400,000
事業管理費	6,470,000	0		6,470,000
給料手当	5,010,000	0		5,010,000
福利厚生費	20,000	0		20,000
会議費	300,000	0		300,000
旅費交通費	340,000	0		340,000
通信運搬費	120,000	0		120,000
消耗什器備品費	80,000	0		80,000
消耗品費	130,000	0		130,000
印刷製本費	70,000	0		70,000
研修・図書費	10,000	0		10,000
賃借料	340,000	0		340,000
雑費	50,000	0		50,000

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	内部取引	合計
管理費	0	1,620,000		1,620,000
給料手当	0	900,000		900,000
福利厚生費	0	10,000		10,000
事務委託費	0	240,000		240,000
会議費	0	60,000		60,000
旅費交通費	0	110,000		110,000
通信運搬費	0	20,000		20,000
消耗什器備品費	0	30,000		30,000
消耗品費	0	20,000		20,000
印刷製本費	0	30,000		30,000
研修・図書費	0	110,000		110,000
賃借料	0	80,000		80,000
雑費	0	10,000		10,000
經常費用計	64,870,000	1,620,000		66,490,000
当期經常増減額	△ 1,520,000	1,610,000		90,000
2 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計	0	0		0
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0		0
当期經常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 1,520,000	1,610,000		90,000
一般正味財産期首残高	95,557,000	28,367,000		123,924,000
一般正味財産期末残高	94,037,000	29,977,000		124,014,000
II. 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高	41,691,000	19,030,000		60,721,000
指定正味財産期末残高	41,691,000	19,030,000		60,721,000
III. 正味財産期末残高	135,728,000	49,007,000		184,735,000

Ⅲ 資金調達及び設備投資の見込み
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. 資金調達の見込みについて
予定はない。

2. 設備投資の見込みについて
予定はない。